

大泉町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 4 日

大泉町長 村 山 俊 明

大泉町条例第 2 1 号

大泉町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例（別紙のとおり）

大泉町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

大泉町福祉医療費支給に関する条例（平成４年大泉町条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第２条第４項中「柔道整復師」の次に「並びにあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和２２年法律第２１７号）第１条に規定するあん摩マツサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許を受けた者」を加え、同条第５項を削り、同条第６項を同条第５項とし、同項の次に次の一項を加える。

６ この条例において「現物給付医療機関等」とは、群馬県の区域に所在する医療機関等及び群馬県の区域以外の区域に所在する医療機関等であつて町長のあらかじめ認めるものをいう。

第２条第７項から第９項までを削る。

第３条第２項中「から第７号まで」を「から第４号まで」に改め、同項第１号中「受けている者」の次に「。ただし、その保護を停止されている者を除く。」を加え、同項第２号を次のように改める。

(2) 法令又は制度等により一部負担金に相当する金額の支給を受けることができる者

第３条第２項第３号及び第４号を削り、同項第５号中「規定する者」を「該当する者」に、「前年の所得（１月から７月までの間に医療を受けた者については、前々年の所得。以下同じ。）」を「前年（当該者が自己負担金の支給を受ける資格があると町長が認める日の属する年の前年をいい、当該日が１月から７月までの月に属するときは、前々年とする。以下同じ。）の所得」に改め、同号を同項第３号とし、同項第６号を同項第４号とし、同項第７号を削り、同条第３項中「前項第５号」を「前項第３号」に改め、同条第４項中「第２項第６号」を「第２項第４号」に改める。

第４条第３項を同条第４項とし、同条第２項中「前項」を「第１項」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の一項を加える。

２ 前項の規定による申請は、町長が必要と認めたときは、支給対象者の保護者、養育者又は配偶者その他の者で、支給対象者を現に監護している者（以下「保護者等」という。）が支給対象者に代わり行うことができるものとする。

第5条第1項及び第3項中「前条第3項」を「前条第4項」に改める。

第6条第1項中「第4条第2項」を「第4条第3項」に、「医療機関等」を「現物給付医療機関等」に、「、資格確認書等」を「（社会保険関係各法に規定する電子資格確認等をいう。次項において同じ。）又は資格確認書等（健康保険法第51条の3第1項に規定する書面又は同条第2項の規定により同条第1項の厚生労働省令で定める事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものをいう。次項において同じ。））」に、「、受給資格者証」を「、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を用いて情報通信の技術を利用する方法により受給資格認定に関する情報を提供し、又は受給資格者証」に改め、同条第2項中「減額認定証」の次に「（社会保険関係各法の規定に基づき保険者から交付を受けた入院時食事療養費に係る標準負担額減額認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証をいう。））」を加える。

第7条第1項中「受給資格者」の次に「又は保護者等」を加え、同条第2項中「医療機関等」を「現物給付医療機関等」に改める。

第8条第2項中「第3条第2項各号に掲げる」を削り、同条第3項中「医療機関等」を「現物給付医療機関等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の改正規定（第5項の次に一項を加える部分に限る。）、第6条第1項の改正規定（「医療機関等」を「現物給付医療機関等」に改める部分に限る。）、第7条第2項の改正規定及び第8条第3項の改正規定 令和8年10月1日

(2) 第6条第1項の改正規定（「、受給資格者証」を「、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を用いて情報通信の技術を利用する方法により受給資格認定に関する情報を提供し、

又は受給資格者証」に改める部分に限る。) 令和 9 年 2 月 1 日

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の大泉町福祉医療費支給に関する条例の規定は、令和 8 年 1 0 月 1 日以後に現物給付医療機関等から受ける医療給付について適用する。